長浜水道企業団プロポーザル方式実施要綱

令和６年１０月１日改正

（目的）

第１条 この要綱は、企業団が発注する建設工事、委託・コンサルタント業務および物品調達（以下「建設工事等」という。）のうち、特殊な施設等について、個々の業者等が有する設計技術・施工技術を一括して活用することが適当な建設工事等を対象として、建設工事等の特性に応じ、設計と施工の技術提案を受け施工方法、経済性、機能、品質等を評価するプロポーザル方式について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第２条　プロポーザル方式の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）民間の業者の技術力等を活用することにより、工期の短縮やコスト削減等が見込める建設工事等であって、業者が有する設計技術と施工技術を一体で活用することが適当であるもの

（２）標準的な施工方法等が定められている建設工事等であって、民間の業者が有する特殊技術を踏まえた設計を行うことが適当であるもの

（３）設計を行うことで施工または納入業者が限定され、入札において経済性または競争性が発揮できないもの

（対象工事等の選定）

第３条 対象となる対象工事等の選定は、長浜水道企業団建設工事契約審査委員会が行う。

（発注方法）

第４条　プロポーザル方式の導入にあたっては、次のいずれかの方法により実施するものとする。

（１）同種対象工事等の実績等の審査により選定した提案書提出者から提出された技術提案書の内容を精査した上で価格競争により落札者を決定する。

（２）同種対象工事等の実績等の審査により選定した提案書提出者から提出された技術提案書と価格提案書を一括して総合評価し、最も適切な候補者と契約を行う。

（３）同種対象工事等の実績等の審査により選定した提案書提出者から提出された技術提案書と価格提案書を一括して総合評価し、優先交渉業者と金額交渉により契約を行う。

（提案の募集）

第５条　契約担当者は、提案の募集に当たっては、入札公告に次の事項を明示するものとする。

（１）入札公告に係る建設工事等がプロポーザル方式の対象であること。

（２）前条各号のうち採用する方法

（３）発注仕様に関して発注者が示した図面および仕様書等の内容に基づき、対象工事等の施工方法等についての技術提案書および価格提案書の提出を求めること。

（プロポーザル審査委員会）

第６条　審査は、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。委員は、別に定める。

（提案書提出者の選択）

第７条　委員会は、提案の意思を表明した者の中から、技術提案書の提出者に要求される資格の確認を行い、技術提案書および価格提案書の提出を求める者を選択するものとする。

（提案資格確認結果の通知）

第８条 契約担当者は、意思を表明した者に対し、前条の結果を通知するものとする。

（提案書の提出）

第９条 提案書提出者が、設計・コンサルタント等の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、提案書にその旨を明記するものとする。

２　提案書の作成および提出に要する費用は、原則として提出者の負担とする。

３　提出された提案書は、公表しないものとする。

４　提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

５　提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。

（提案書の審査）

第１０条　委員会は、提出された技術提案書および価格提案書について、審査基準に基づき、最適な者を特定するものとする。

２　委員会は、必要に応じプレゼンテーションおよびヒアリングを実施するものとする。

（決定の通知等）

第１１条　契約担当者は、審査結果に基づき契約者を決定し、契約者および２位以下であった者に結果を通知するものとする。この場合において、合計点数と順位を付すものとする。

（結果の公表）

第１２条　契約担当者は、前条において契約者を決定したときは、契約者の商号または名称、合計点数および順位ならびに２位以下であった者の合計点数および順位を公表するものとする。

（その他）
第１３条　この要綱で定めるもののほか、プロポーザル方式に関し必要な事項は、委員会で定める。